

「短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護」事業をお考えの方へ

介護保険法による短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護を実施する場合は、人員基準、運営基準とともに設備に関する基準が市条例等で定められています。

なお、本市では新規に短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業を始められるに当たっては、事業を行おうとする建物がこれらの基準に適合しているかを確認させていただくため、事前協議を行っております。

つきましては、**事業を行おうとする建物の改修・新築の前に**、下記の書類を作成のうえ、必ず事前協議を行ってください（計画図面が基準に適合していない場合、翌月に再協議となる場合があります）。

なお、事前協議は原則として、毎月12日から19日の期間内で行いますが、あらかじめ十分な期間をおいた上で、**早めの来庁日時のご予約【電話：072-841-1468 枚方市福祉指導監査課 指定グループ(介護)まで】**をお願いします。

1 協議に必要な書類

	提出書類	留意事項
1	事業計画書（協議様式1）	法人の概要、事業の概要、土地・建物等の概要、人員配置等の計画等が記載されているもの
2	事業企画書（協議様式2）	事業開始の動機、土地・建物及び設備等の確保、収支算定、人員確保、事業運営主体等が記載されているもの
3	施設整備等チェックリスト（協議様式3）	飲食の提供については、本市保健所保健衛生課で必要な手続き等を確認してください。
4	関係部署との協議記録（協議様式4）	協議した内容について、事業者側で記録してください。別紙があれば「別紙のとおり」とし、添付してください。
5	土地及び建物の図面	改修・新築の計画図面
6	近隣の住宅地図等	施設周辺の様子がわかるもの
7	現況の写真	既存の建物であれば外観、内部の写真も
8	土地及び建物の登記に関する全部事項証明書の写し	新築の場合は土地に関するもののみで可（ただし建物に関しては指定申請時に要提出）
9	意見書の写し及び所轄消防署に提出した意見書交付申請書類の写し	準耐火建築物で、かつ居室等を2階又は地階に設ける場合のみ必要。 所轄消防署に交付申請を行い、交付された意見書の写し及び交付申請時の添付書類（避難計算確認書、同意書（近隣協力者、代替介助者）、避難計算の適否を確認できる図面など）の写しを提出してください（手続きの概要は「準耐火建築物で居室等を2階又は地階に設ける場合」を参照）。
10	返信用封筒（必要料金分の切手貼付）	事前協議提出書類の審査完了後、受付処理票及び事業計画書の写しを送付します

2 事前協議の受付期間等について

(1) 受付期間

受付期間については、枚方市ホームページ「指定介護サービス事業者等向け情報」→「申請・届出関係」→「申請受付スケジュール」に掲載していますので、必ずご確認ください。

<http://www.city.hirakata.osaka.jp/0000002009.htm>

また、『指定申請の申請期間等』とお間違えのないようご注意ください。

- 事前協議受付期間は原則として、毎月12日（休日の場合、翌営業日）～19日（休日の場合、前営業日）までの期間とします。
- 事前協議受付の予約は、受付期間開始日の前日（休日の場合、前営業日）までとします。

(2) 事前協議から指定までの流れ

①事前協議予約締め切り（原則、受付期間開始日の前日）

↓

②事前協議（原則、毎月12日～19日の期間）

↓※事前協議終了後、建築・改修を行ってください。

③施設建築・改修

↓※指定申請までに終了する必要があります。

④申請予約締め切り（原則、受付期間開始日の前日）

↓

⑤老人福祉法による設置届出または事業開始届出

↓※介護保険法による（介護予防）短期入所生活介護を実施する場合には、老人福祉法第15条第2項に規定する「老人デイサービスセンター等の設置届」の届出、または老人福祉法第14条第2項に規定する「老人居宅生活支援事業開始届」が必要です。

⑥介護保険法による指定申請（原則、事業開始前々月21日～前月10日の期間）

↓※建築・改修が終了し、必要な検査を終え、人員の確保、設備の設置、備品等の配置がされている必要があります。

⑦現地調査 市職員が事業所を訪問し、確認を行います。

↓

⑧指定時研修（前月20日頃）

↓

⑨事業開始（1日）

3 短期入所生活介護事業（短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護、ユニット型短期入所生活介護・ユニット型介護予防短期入所生活介護）について

（1）事業計画

事業の計画にあたっては、介護保険法のほか、下記の「基準」を必ずお読みいただき、ご検討ください。

- ①枚方市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第48号）
- ②枚方市指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第49号）

（2）事業（サービス）の概要

要介護者等を老人福祉法第5条の2第4項に規定する厚生労働省令で定める施設又は同法第20条の3に規定する老人短期入所施設に短期間入所させ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいいます。

（3）人員に関する基準

職種	資格要件	配置基準
管理者	なし	専らその職務に従事する常勤の者
医師		1人以上
生活相談員	社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士（※1）、社会福祉主事（※2）、介護支援専門員（※1）	常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上
介護職員又は、看護職員	介護職員：なし 看護職員：看護師若しくは准看護師	常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1人以上
栄養士		1人以上 ※指定短期入所生活介護と指定介護予防短期入所生活介護の指定を併せて受け、かつそれらの事業が同一事業所において一体的に運営されている場合、それらの利用者が40人を超えない指定短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待できる場合で、利用者の処遇に支障がないときは、置かないことができる。
機能訓練指導員	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師 はり師・きゅう師（※3）	1人以上
調理員その他の従業者		事業所の実情に応じた適当数
*生活相談員並びに介護職員及び看護職員のそれぞれのうち1人は、常勤でなければならない。 但し、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあつては、この限りではない。		
特別養護老人ホームであつてその全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して事業を行う場合	利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における介護保険法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。	

※1 大阪府下では、以下の資格を生活相談員の資格要件として認めています。

①介護福祉士（平成19年12月1日から） ②介護支援専門員（平成27年4月1日から）

※2 社会福祉主事の証明を大学、短大の成績証明書で行う場合、厚生労働省の指定科目が、卒業年次で異なりますので、事前に証明書を発行した大学、短大又は、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課（TEL03-5253-1111）にお問い合わせいただきご確認願います。

※3 はり師及びきゆう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練に従事した経験を有する者に限ります。

注1) ユニット型指定短期入所生活介護事業所・ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所における介護職員等の勤務体制について（ユニットの入居定員が10人以下の場合）

上記の人員基準に加えて、次の基準もすべて満たす必要があります。

- | |
|--|
| ① 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 |
| ② 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。 |
| ③ ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。 |

注2) ユニット型指定短期入所生活介護事業所・ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所における介護職員等の勤務体制について（ユニットの入居定員が10人を超える場合）

注1の人員基準に加えて、次のとおり職員を配置するよう努めるものとします。

- | |
|---|
| ① 日中については、当該ユニットにおいて日勤時間帯（夜勤時間帯に含まれない連続する8時間をいい、原則として事業所又は施設ごとに設定するものとする。以下同じ。）に勤務する別の従業者の1日の勤務時間数の合計を8で除して得た数が、入居者の数が10を超えて1を増すごとに0.1以上となるように介護職員又は看護職員を配置するよう努めること。 |
| ② 夜間及び深夜については、当該2ユニットにおいて夜勤時間帯に勤務する別の従業者の1日の勤務時間数の合計を16で除して得た数が、入居者の合計数が20を超えて2又はその端数を増すごとに0.1以上となるように介護職員又は看護職員を配置するよう努めること。 |

(4) 設備に関する基準

【指定短期入所生活介護（従来型）の事業】

	設備	内容
指定短期入所生活介護（従来型）の事業	構造	・建築基準法に規定する耐火建築物であること。（利用者の日常生活に充てる場所を地上1階のみの場合は、準耐火建築物とすることができる。）
	利用定員	20人以上であること。 （特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入所者生活介護の指定を受けている施設に併設される場合は除く）
	居室	・居室の定員：4人以下 ・利用者の1人当りの床面積は、内法10.65㎡以上 ・日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮すること。
	廊下	・内法による測定で1.8m以上（中廊下の場合は2.7m以上） ・特別養護老人ホームに併設される指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホームと一体的に運営されるものの場合は、当該特別養護老人ホームとして必要とされる廊下の幅で足りるものとする。
	食堂	・それぞれ必要な広さを有すること。
	機能訓練室	・合計した面積は、3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上
	浴室	要介護者が入浴するのに適したもの
	便所	要介護者が使用するのに適したもの
	洗面設備	要介護者が使用するのに適したもの
	調理室	食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けること。
汚物処理室	他の設備と区別された一定のスペースを有すること。	

事務室	職員、設備備品が収容できる広さを確保すること。
その他必要な設備	医務室、静養室、面談室、介護職員室、看護職員室、洗濯室又は洗濯場、介護材料室
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。 ・ 階段の傾斜を緩やかにすること。 ・ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。 ・ 居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること（エレベーターを設けるときはこの限りでない）。 <p>老企 25 号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 便所等面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備の持つ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保するよう配慮すること。 ・ 中廊下とは、廊下の両側に居室、静養室等利用者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。 ・ 傾斜路は、利用者の歩行及び輸送車、車いす等の昇降並びに災害発生時の避難、救出に支障がないようその傾斜はゆるやかにし、表面は、粗面又はすべりにくい材料で仕上げること。 ・ 焼却炉、浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合は、居室、静養室、食堂及び調理室から相当の距離を隔てて設けること。 ・ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置すること。

【ユニット型指定短期入所生活介護の事業】

設備		内容
構造		・ 建築基準法に規定する耐火建築物であること。(利用者の日常生活に充てる場所を地上1階のみの場合は、準耐火建築物とすることができる。)
利用定員		20人以上であること。 (特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入所者生活介護の指定を受けている施設に併設される場合は除く)
ユニット型指定短期入所生活介護の事業	居室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とする事ができる。 ・ 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。 ・ 1のユニットの利用定員は原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。 ・ 利用者の1人当りの床面積は、10.65㎡以上とすること。 ・ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮すること。 <p>老企25号・・・「当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設け」られる居室とは、次の3つをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 当該共同生活室に隣接している居室 b 当該共同生活室に隣接していないが、aの居室と隣接している居室 c その他当該共同生活室に近接して一体的に設けられている居室
	共同生活室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。 ・ 1の共同生活室の床面積は、2㎡に当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。 ・ 利用者が、その心身の状況に応じて家事を行うことができるようにするため、簡易な流し、調理設備を設けることが望ましい。 ・ 必要な設備及び備品を備えること。 <p>老企25号・・・共同生活室の形状として、次の2つの要件を満たす必要がある</p> <ul style="list-style-type: none"> a 他のユニットの利用者が、当該共同生活室を通過することなく、事業所内の他の場所に移動することができるようになっていくこと。 b 当該ユニットの利用者全員とその介護等を行う従業者が一度に食事をしたり、談話等を楽しんだりすることが可能な備品を備えた上で、当該共同生活室内を車椅子が支障なく通行できる形状が確保されていること。
	洗面設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 ・ 要介護者が使用するのに適したものとすること。 <p>老企25号</p> <p>洗面設備は、居室ごとに設けることが望ましい。ただし、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えない。この場合にあっては、共同生活室内の1か所に集中して設けるのではなく、2か所以上に分散して設けることが望ましい。なお、居室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式と混在させても差し支えない。</p>

便所	<ul style="list-style-type: none"> ・居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 ・要介護者が使用するのに適したものとすること。 <p>老企 25 号</p> <p>便所は、居室ごとに設けることが望ましい。ただし、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えない。この場合にあっては、共同生活室内の 1 か所に集中して設けるのではなく、2 か所以上に分散して設けることが望ましい。なお、居室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式と混在させても差し支えない。</p>
浴室	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護者が入浴するのに適したものとすること。 <p>老企 25 号</p> <p>浴室は、居室のある階ごとに設けることが望ましい。</p>
廊下	<ul style="list-style-type: none"> ・廊下の幅は、1.8m以上とすること。ただし、中廊下の幅は 2.7m以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5m以上（中廊下にあつては 1.8m以上）として差し支えない。 ・特別養護老人ホームに併設される指定短期入所生活介護事業所であつて、当該特別養護老人ホームと一体的に運営されるもの場合は、当該特別養護老人ホームとして必要とされる廊下の幅で足りるものとする。 <p>老企 25 号 ・ ・ 「廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じない場合」とは、アルコーブを設けることなどにより、利用者、従業者等がすれ違う際にも支障が生じない場合を想定している。</p>
調理室	<p>食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けること。</p>
汚物処理室	<p>他の設備と区別された一定のスペースを有すること。</p>
事務室	<p>職員、設備備品が収容できる広さを確保すること。</p>
その他必要な設備	<p>医務室、洗濯室又は洗濯場、介護材料室</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。 ・階段の傾斜を緩やかにすること。 ・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。 ・ユニット又は浴室が 2 階以上の階にある場合は、1 以上の傾斜路を設けること（エレベーターを設けるときはこの限りでない）。 <p>老企 25 号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・便所等面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備の持つ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保するよう配慮すること。 ・傾斜路は、利用者の歩行及び輸送車、車いす等の昇降並びに災害発生時の避難、救出に支障がないようその傾斜はゆるやかにし、表面は、粗面又はすべりにくい材料で仕上げること。 ・焼却炉、浄化槽その他汚物処理設備及び便槽を設ける場合は、居室、共同生活室及び調理室から相当の距離を隔てて設けること。 ・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置すること。

4 関係部署との協議について

事前協議に際して「関係部署との協議記録（協議様式4）」を作成していただきますが、各部署等で確認等しておくべきポイントは次のとおりです。これ以外にも各部署等で指導・助言等があった場合はその内容についても記録して提出してください。

関係部署名等 (連絡先)	ポイント	備考
都市計画課 (072-841-1414)	・開設予定地の都市計画法上の区域が「市街化調整区域」でないか。	
審査指導課 (072-841-1438)	・市街化調整区域で開設を考える場合は、その要件・必要な手続き・許可に至るまでの所要期間など。 ・既存建物で開設を考える場合は、用途変更手続きやその他建築基準法上の必要な手続きの有無、それら手続き完了までの所要期間など。又、手続き等不要な場合はその理由。	・必要な手続きが完了されていない場合、指定できないことがあります。
保健衛生課 (072-807-7624)	・厨房まわりのレイアウトや食材の搬入経路など。 ・飲食の提供を行う場合は、食品営業許可（食品営業届出）の手続きやその他必要な手続きの有無、それら手続き完了までの所要期間、許可証の交付時期など。	・許可等されていない場合、指定できないことがあります。
枚方消防署予防課 (072-852-9937) 枚方東消防署予防課 (072-852-9976)	・設置すべき設備の有無、防火対象物・消防計画等の届出に係る手続き、所轄消防署による立入検査に至るまでの所要期間、消防設備の検査済証の交付時期など。	・できるだけ所轄消防署で交付される「指導（打合せ）記録書」の写しを添付してください。

5 指定申請時までには留意すべき事項

指定申請関係書類の準備をされるにあたり、次の書類の用意につきましては、関係部署との協議を踏まえスケジュール調整が必要と思われます。これらの書類も指定申請時には提出していただきますので、スムーズに事業を開始するためにもご注意ください。書類の不備等がある場合は指定できないことがあります。

- 防火対象物使用開始(変更)届出書の写し【所轄消防署での受付印のあるものに限る】
- 消防用設備等検査済証の写し【設置すべき設備がある場合のみ】
- 建築基準法の規定による検査済証の写し
- 既存建物で建築基準法による用途変更が必要な場合はその手続きが完了したことがわかる書類の写し
- 食品営業許可証の写し【許可が必要な場合のみ】

短期入所生活介護事業・介護予防短期入所生活介護事業開始にあたっての検討項目

検 討 項 目	検 討 す べ き 内 容
建 物 の 確 保	<ul style="list-style-type: none"> ○開設予定地の状況（立地条件検討） 競合施設の有無、整備進捗状況、近隣環境（地域によっては建築協定が結ばれ、建物を住宅以外で利用できない場合もあります。） ○建物の確保方法 新築・改築の別、自己所有・賃借の別、建物規模 《他のサービス・別事業の可否についても検討》
収 支 算 定	<ul style="list-style-type: none"> ○建物（設備）に要する費用 <ul style="list-style-type: none"> ・建設コスト（新築・改築）《賃借も改修コスト算定は必要》 ・設備取得コスト《賃借の場合は保証金等についても考慮》 ○運営経費 人件費、事業費、管理費、賃借料、建物維持管理費、建物償却費、借入返済 ○収入見込（算定にあたっては平均稼働率見込が必要） 介護報酬、利用者負担
資 金 確 保	<ul style="list-style-type: none"> ○初期投資費用 建物（設備）に要する費用、法人設立費用、開設準備経費（事務費、人件費） ○運転資金 少なくとも運営経費の3ヶ月分（介護報酬の請求支払いのタイムラグ） ■自己資金（手持資金）、借入金等に区分して確保方法を明確にする。
人 員 確 保	<ul style="list-style-type: none"> ○要資格者の確保 管理者 医師 生活相談員・・・社会福祉士、社会福祉主事、介護福祉士等の資格 看護職員・・・看護師、准看護師 機能訓練指導員・・・理学療法士、作業療法士、看護師等の資格 介護職員 栄養士 ○調理員、その他従業者の確保
事業運営主体	<ul style="list-style-type: none"> ○法人格の確保（取得） 新規設立法人又は既存法人のいずれも可能

事業の運営に当たっては、地域住民等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るよう努めなければなりません。このため、事業計画にあたっては、事前に地域住民等への説明を行ってください。

準耐火建築物で居室等を2階又は地階に設ける場合

指定短期入所生活介護事業所の建物は、原則、耐火建築物でなければならないですが、次に掲げる要件の場合は準耐火建築物とすることができるものとしています。

1. 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
2. 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - ①消防長と相談の上、非常災害に関する具体的計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - ②定期的に行う避難及び救出の訓練その他必要な訓練は、非常災害に関する具体的計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
 - ③火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

上記2. の要件により準耐火建築物とする場合については、本市福祉指導監査課との事前協議や指定申請手続き前に、所轄消防署にて必要な手続きがあります。その概要については次のとおりです。

事前協議までに必要な手続き

- a. 意見書の交付申請を行うために、次の書類を作成後、所轄消防署に提出する。
 - ・意見書交付申請書
 - ・避難計算確認書
 - ・避難計算の適否を確認できる図面
 - ・同意書（近隣協力者、代替介助者）
 - ・その他所轄消防署が必要と認める書類
- b. 申請した意見書が所轄消防署から交付されるので、その写しを本市福祉指導監査課との事前協議時に提出する。あわせて所轄消防署に提出した上記a. の書類（申請書は除く）の写しも提出する。

※ 事前協議以後に図面に変更がある場合は、所轄消防署及び本市福祉指導監査課で必ず確認を行ってください。

指定申請までに必要な手続き

- c. 避難訓練、地域住民等との連携体制について、次の書類を作成後、所轄消防署に提出する。
 - ・避難訓練等実施予定・地域住民等連携体制整備予定書（正・副の2部）
 - ・その他所轄消防署が必要と認める書類
- d. 提出した避難訓練等実施予定・地域住民等連携体制整備予定書（副）が、所轄消防署から通知されるので、その写し（要原本証明）を指定申請時に提出する。
- e. 利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めた消防計画を作成し、その写し（所轄消防署の受付済）（要原本証明）を指定申請時に提出する。
- f. 地域住民等との連携体制の整備の概要（任意様式）を作成し、指定申請時に提出する。

※交付や通知に要する期間については、所轄消防署にて予め確認してください。

※各様式などにつきましては、所轄消防署へお問い合わせください。

【参考】準耐火建築物で居室等を2階又は地階に設ける場合の関係条文（抜粋）

1. 指定短期入所生活介護（従来型）

○枚方市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（設備及び備品等）

第152条 指定短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす2階建て又は平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

○枚方市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
施行規則

（設備等の基準等）

第85条 条例第152条第1項の規則で定める要件は、次に掲げるものとする。

- （1） 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- （2） 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - イ 消防長と相談の上、条例第169条において準用する条例第111条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - ロ 条例第169条において準用する条例第111条に規定する訓練は、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
 - ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2. ユニット型指定短期入所生活介護

○枚方市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（設備及び備品等）

第172条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

○枚方市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
施行規則

（設備等の基準等）

第93条 条例第172条第1項の規則で定める要件は、次に掲げるものとする。

- （1） 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- （2） 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - イ 消防長と相談の上、条例第182条において準用する条例第169条において準用する条例第111条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - ロ 条例第182条において準用する条例第169条において準用する条例第111条に規定する訓練は、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
 - ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。